

社会福祉法人若美さくら会

ケアハウス「和幸苑」 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人若美さくら会
事業者の名称	社会福祉法人若美さくら会
法人の所在地	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86-12
代表者氏名	理事長 大淵 金広
電話番号	0185-46-2011
設立年月日	平成8年12月1日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス和幸苑
施設の所在地	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86-12
施設長名	谷 真人
電話番号	0185-46-2011
FAX番号	0185-46-3400
開設年月日	平成9年1月1日
交通の便	JR男鹿線「船越駅」より車で15分、潟西線バス「角間崎」下車で10分、船川線バス「角間崎」下車で5分
損害賠償責任保険加入	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・ケアハウスは、家庭環境、住宅事情、身体機能の低下等の理由により、居宅において生活が困難な高齢者に対して、自立した生活を維持できるように食事や入浴など生活の基本となるサービスを提供し、一人ひとりの生活を尊重しながら、心穏やかに安心して快適な生活が送れるように援助します。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮します。・利用者同士お互いに共生の意識を持って、それぞれの人格を尊重し合い、生きがいの持てる生活を支援します。・利用者の自主性を尊重し、明るく心豊かな生活ができるように、各種相談業務の援助を行い、健康管理に努めます。複合施設の機能を生かし、各種サービスの案内をします。利用者及び家族に関する個人情報については、その秘密を保持します。・各行事や趣味活動の自主的な参加や外出等への積極的働きかけをして、生活に活気と張りが見いだせるよう支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全で住みよい生活環境づくりのため、各種設備の点検と衛生管理に努めます。利用者が身体の状況に急激な変化があった時は職員が緊急対応します。 ・各種行事、レクレーション等を通じて、地域住民、特養・デイの利用者との交流を図ります。
--	--

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容						
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立により、利用者の身体状況、嗜好等に配慮し栄養と季節感ある献立、和洋食の特別献立等バラエティに富んだ食事を提供し、利用者の健康維持、増進に努めます。 <p>【食事時間】</p> <table> <tr> <td>朝 食</td> <td>7時30分～</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>12時00分～</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>18時00分～</td> </tr> </table>	朝 食	7時30分～	昼 食	12時00分～	夕 食	18時00分～
朝 食	7時30分～						
昼 食	12時00分～						
夕 食	18時00分～						
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室は男女別の入浴室を設けています。 ・入浴時間は利用者が定められた時間帯に入浴できます。 ・介助を必要とする状態になった場合は、介護保険をはじめ各種の居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。その場合の入浴介助に必要な費用は利用者の負担となります。 ・シャワーは常時使用できます。 						
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回併設施設（特別養護老人ホーム）の看護師による健康チェックを実施します。（血圧、脈拍、体重）定期健康診断を年1回以上行って必要な指導援助をします。 ・体調の悪いときは早めに主治医、病院への受診をお願いします。 ・緊急事態が起きたときや身体状態が悪くなったときは、ナースコールでお知らせください。（夜間は特別養護老人ホームの夜勤者が対応します。） ・感染症予防のため衛生管理に努めます。特段の事情がない限り、インフルエンザワクチンの接種に協力願います。 						
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 						
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、レクレーション等の事業を行います。 						
消 防 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める防災管理規定を基に計画・実施する。 						

5. 併設している事業所

事業の種類	指定年月日	介護保険事業者番号	定員
特別養護老人ホーム和幸苑	平成8年12月1日	0572350387	50名
ショートステイ和幸苑	平成8年12月1日	0572305571	20名
デイサービスセンター和幸苑	平成9年2月20日	0572305613	30名
在宅介護支援センター	平成8年12月1日	—	—
和幸苑居宅介護支援事業所	平成12年4月1日	0572300945	—

6. 利用料

ケアハウス「和幸苑」利用料一覧表

(月額)

利用者の年収		生活費	事務費	計	冬期加算額
1	1,500,000円以下	R1.10.1～ 44,510円	10,000円	54,510円	R1.10.1～ (11月～3月) 8,250円
2	1,500,001円～1,600,000円		13,000円	57,510円	
3	1,600,001円～1,700,000円		16,000円	60,510円	
4	1,700,001円～1,800,000円		19,000円	63,510円	
5	1,800,001円～1,900,000円		22,000円	66,510円	
6	1,900,001円～2,000,000円		25,000円	69,510円	
7	2,000,001円～2,100,000円		30,000円	74,510円	
8	2,100,001円～2,200,000円		35,000円	79,510円	
9	2,200,001円～2,300,000円		40,000円	84,510円	
10	2,300,001円～2,400,000円		45,000円	89,510円	
11	2,400,001円～2,500,000円		50,000円	94,510円	
12	2,500,001円～2,600,000円		57,000円	101,510円	
13	2,600,001円～2,700,000円		64,000円	108,510円	
14	2,700,001円～2,800,000円		71,000円	115,510円	
15	2,800,001円～2,900,000円		78,000円	122,510円	
16	2,900,001円～3,000,000円		85,000円	129,510円	
17	3,000,001円～3,100,000円		92,000円	136,510円	
18	3,100,001円以上		全額	—	

※1 冬季加算は、11月～3月のみの負担となります。

※2 管理費は1ヶ月を30日とした金額です。

※3 上水道料金は月1,870円です。下水道料金は月1,650円です。(基本料金)

★ 基本料金については料金改定により変更もごさいます。

※4 電気料金は実費です。

※5 その他特別なサービスに関する費用は実費です。

★ 「対象収入」とは前年の収入(年金、不動産等)から必要経費(租税、社会保険料、

医療等)を控除した額となります。

7. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、以下の専門窓口でいつでも受付します。

- ・ **苦情受付窓口 (担当者)** ケアハウス生活相談員 芳賀 智香子
- ・ **ご利用時間** 毎週月曜日～金曜日 (午前9時から午後6時)
*緊急時は、ご利用時間外でも受付をいたします。
- ・ **利用方法** 電話 0185-46-2011
苦情受付担当者は、利用者及び家族、身元保証人から面接や電話、書面等により寄せられた苦情を随時受付します。
利用者からの苦情への適切な対応により、利用者の満足感の向上や利用者個人の権利擁護を図るとともに、福祉サービスの適切な利用を支援します。
*施設における苦情やご相談については、担当者が不在のときは、他の職員が対応いたします。

・ 行政機関その他苦情受付機関

公的機関において、次の機関において苦情の申し出ができます。

男鹿市介護サービス課 介護班

所在地 : 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
電話番号 : 0185-24-9119
FAX 番号 : 0185-23-3955
受付時間 : 8:30～17:15

在宅介護支援センター

所在地 : 男鹿市角間崎字岡見沢86番地12
電話番号 : 0185-46-2011
FAX 番号 : 0185-46-3400
受付時間 : 8:30～17:15

秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 : 秋田市山王四丁目2番地3
電話番号 : 018-862-6864
FAX 番号 : 018-824-0043
受付時間 : 8:30～17:15

秋田県福祉サービス相談支援センター (運営適正化委員会)

所在地 : 秋田市旭北栄町1番5号秋田県社会福祉会館2F
電話番号 : 018-864-2726

FAX 番号 : 018-864-2840

受付時間 : 8:30~17:15

苦情処理第三者委員	・太田 博	学識経験者	TEL 0185-46-2578
	・進藤昌則	学識経験者	TEL 0185-46-2583
	・武田 誠	学識経験者	TEL 0185-47-2062

*公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

8. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来 訪・面 会	・所定の面会簿に必要事項を記入してください。
外 出・外 泊	・外出、外泊は自由ですが、部屋の管理や防災上からも、常時入居者の所在を確認しておく必要があるため、その都度、所定の用紙に必要事項を記入してください。
迷 惑 行 為	・喧嘩、暴行、中傷、泥酔等他人に迷惑をかけないで下さい。 ・施設内において特定の宗教活動や政治活動を行わないで下さい。 ・危険物、可燃物を持ち込まないで下さい。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為をしないで下さい。
動 物 飼 育	・保健衛生上禁止しています。
そ の 他	・別紙、利用者心得に示したとおりです。

改版記録

(履歴は管理台帳による)

第7版 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

利 用 者

住 所

氏 名

印

身元保証人

住 所

氏 名

印

身元保証人

住 所

氏 名

印

説 明 者

ケアハウス「和幸苑」

生活相談員 芳賀 智香子 印